

職員のサングラス着用について

当組合職員が、強い日差しによる視界の遮りを防ぎ、視認性を向上させるために、消防車や救急車を運行する際や各種活動時において、サングラスを着用することがあります。

＜着用する場面＞

- 消防車や救急車、除雪車などの運転時
- 日中時の高所放水車やクレーンの操作時、ドローン操縦時
- ゴムボート運用時、海や川などの水辺の活動時
- その他サングラスを着用することで安全に活動できる場合

※住民の方などと直接会話をする際はサングラスを外して対応致します

